



兵労発基0717第1号  
令和2年7月17日

兵庫地方最低賃金審議会  
会長 梅野巨利 殿

兵庫労働局長  
荒木祥一

兵庫県塗料製造業最低賃金外6件の改正決定の  
必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり、令和2年6月29日、7月10日付けをもって下記1から7の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 兵庫県塗料製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第5号）の改正決定
- 2 兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第6号）の改正決定
- 3 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第7号）の改正決定
- 4 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第10号）の改正決定
- 5 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第4号）の改正決定
- 6 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第3号）の改正決定
- 7 兵庫県自動車小売業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第2号）の改正決定